施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立足立高等学校長

1　正門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
2　光熱水費負担金（照明及び空調）の納付が必要な施設を使用する場合は、指定された納付期限までに、必ず光熱水費負担金を金融機関で納付してください。空調を使用する場合には、使用申込書に使用予定日時を記入してください。なお、空調使用期間はおおむね７月～９月です。
3　学校施設の使用に関わる光熱水費負担金は、原則、事前納付です。ただし、天候に左右される屋外施設は、施設使用後、一週間以内に納付してください。
4　納付された光熱水費負担金は、原則払戻しいたしません。また、他の開放日の光熱水費負担金として充てることもできません。
5　都合により使用の取消しを行う場合は、光熱水費負担金納付期限の前日までに御連絡ください。連絡なく使用日を過ぎた場合には、未使用でも、光熱水費負担金を御負担いただきます。また、空調の使用のみを取り消したい場合にも、光熱水費負担金納付期限の前日までに御連絡ください。
6　屋外施設が天候により使用できなかった場合は、速やかに運営委員会に申し出て、使用取消しの承認を受けてください。運営委員会の承認がない場合は、光熱水費を御負担いただきます。
7　予定していなかった空調を使用した場合は、速やかに運営委員会に申し出て、送付される光熱水費負担金納付書で納付してください。
8　学校施設の使用当日、使用団体責任者は領収書（使用票）、使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
9　使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
10　使用団体は、必ず照明及び空調のスイッチを切ったことを確認してください。スイッチの切り忘れにより光熱水費が発生した場合には、その分も御負担いただきます。
11　自動車及びバイクでの来校は、原則として禁止します。
12　自転車は、指定された場所（職員昇降口前の駐車スペース）に置いてください。
13　使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
14　使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
15　使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
16　校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
17　**事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。**
18　**練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。**
19　各施設使用の際は、学校で決められた靴（学校施設を損傷させないもの）を使用してください。

□ 体育館：体育館用各スポーツシューズ

□ テニスコート：テニスシューズ

□ グラウンド：各スポーツシューズ

20 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。

21 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。

22 敷地内は、禁煙です。また、食事も原則禁止です。ごみ・空き缶等は持ち帰ってください。

23 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。

24 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、同運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。